

## 株式会社東芝のウェスチングハウス社連結除外の件に関する考察

橋 上 徹

### Consideration to the exemption of WEC from it's consolidated financial statements by TOSHIBA

Toru HASHIGAMI

#### はじめに

株式会社東芝（以下、「東芝」と言う）は、2016年度3月期の年次財務諸表から海外連結子会社であるウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社を連結除外することを公表した。

連結除外の理由として、東芝は、海外連結子会社同社が、米国連邦倒産法第11章に基づいて再生手続きを裁判所に申し立てたことを理由に挙げている。

しかしながら、米国連邦倒産法第11章では、原則として、管財人は選任されず、債務者が財産を管理しながら事業の継続を行う<sup>1</sup>。このように、米国連邦倒産法第11章の手続の債務者のことを「占有を継続する債務者」(debtor in possession)、いわゆるDIPと呼ぶ<sup>2</sup>。債務者は、申立と同時に又はその直後に、できる限り申立前と同様な状態で事業を継続するため、様々な事項について裁判所に許可を申立て、これをファーストデイ・モーション (first day motion) と呼ぶ。また、債務者は、事業継続に必要な資金を確保するために、担保の対象となっている現金や銀行預金などの現金担保（これをキャッシュ・コラテラル (cash collateral) と言う）の使用を裁判所に求め、DIPファイナンスによって新たな資金の借入れを行うべく裁判所に許可を求める<sup>3</sup>。

つまり、米国連邦倒産法第11章の申立て自体、即、東芝の当該会社に対する支配からの離脱が起こっているとは言い切れないとも考えられ、特に、今回のケースにおいては、申立てが行われた2017年3月29日から間もない2017年3月31日（東芝の貸借対照表日）に支配の離脱が確定しているとは考えにくく、東芝の連結財務諸表から当該海外連結子会社を連結範囲から除外することは妥当とは言えないのではないかと考えられる。

本稿では、当該海外連結子会社の連結範囲からの除外に関して米国連邦倒産法第11章の申立て

1 阿部信一郎『わかりやすいアメリカ連邦倒産法』（2014年6月10日、商事法務）14頁。

2 同上。

3 同上。

と米国会計基準の連結除外規定の関係の検討を中心論点として検討を加えてみる。

## 第一節 東芝の海外子会社連結除外の公表

東芝は、2017年3月29日に「当社海外連結子会社ウェスチングハウス社等の再生手続の申立について」と題するプレスリリースを行った。

このプレスリリースにおいて、次のような事項の記載がなされている。

### ① 海外連結子会社の再生手続の申立

「当社海外連結子会社ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社（以下、WEC）及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社（以下、TNEH（UK））が、現地時間2017年3月29日に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続（以下、再生手続）を申し立てることを決議し、同日付でニューヨーク州連邦破産裁判所（以下、破産裁判所）に申し立てましたので、下記のとおりお知らせします。」

### ② 再生手続申立海外連結子会社の事業継続

「現在、WECグループは再生手続に則っての事業再編を念頭におきながら、当面現行事業をこれまでどおり継続する予定としております。またこの間の事業継続のために、WECは800百万米ドルの第三者からのファイナンス（DIPファイナンス）を確保し、当社はそのうち200百万米ドルを上限として債務保証を提供する予定です。」

### ③ 再生手続申立海外連結子会社の2016年度通期決算からの連結対象からの除外

「…WECグループは、再生手続の開始により、当社の実質的な支配から外れるため、2016年通期決算より当社の連結対象から外れることとなります。」

また、2017年4月11日、東芝は、2017年3月期会計年度に係る「四半期報告書」を関東財務局長宛て提出した。当該「四半期報告書」は、2016年10月1日より2016年12月31日までの期間、すなわち2017年3月期会計年度の第三四半期報告書である。この第三四半期報告書においても、WECグループが、米国時間2017年3月29日に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続をニューヨーク州連邦破産裁判所に申し立てたことが記述されている（「(第三) 四半期報告書」第43頁参照）。そして、2017年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書における連結財務諸表においては連結子会社から除外する予定である旨を報告している。なお、会計監査人は、東芝の第三四半期報告書に対し、意見を表明していない（2017年4月11日付、東芝プレスリリース「四半期レビュー報告書の結論不表明に関するお知らせ」、執筆日（2017年6月15日）、原稿改訂日（2017年11月4日）現在同じ。但し、2017年3月31日を貸借対照表日とする2016年度の有価証券報告書に対しては、2017年8月10日付で、会計監査人は「限定付適正意見」を表明している。）。

以後では、米国連邦倒産法第11章の申立てにより、直ちに、連結範囲から除外されることの適否について検討を行うものである。

## 第二節 東芝の連結財務諸表導入の時期

日本では、1977（昭和52）年4月1日以後に開始される事業年度から連結財務諸表の提出が義

務付けられるとともに、それについての監査証明を要するものとされた。

東芝は、連結財務諸表を、米国会計基準で作成し、公表している<sup>4</sup>。これは1962（昭和37）年2月にADR（American Depositary receipts：アメリカ預託証券）方式で、アメリカ証券市場でその売出し、米国会計基準に基づく連結財務諸表を公表し<sup>5</sup>、現在、米国でのADRの売出しはなされていないものの、今日まで、引き続き有価証券報告書は、米国会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を利用して開示している。なお、日本企業で最初に連結財務諸表を作成した会社は、ソニー株式会社であり、ソニー株式会社は日本で最初に米国でADRを売り出した会社である<sup>6</sup>。すなわち、東芝が米国基準で連結財務諸表を公表したのは、日本において連結財務諸表の作成が義務付けられた時期よりも前であり、連結財務諸表の開示に関しては、先進的な企業であったことが伺える。

### 第三節 米国会計基準における連結範囲規制

ASC（Accounting Standards Codification）810（Consolidation）10（Overall）15（Scope and Scope Exceptions）に連結範囲規制に関する規定がある。

まず、810-10-15-3において以下のような規定がある。

「All reporting entities shall apply the guidance in the Consolidation Topic to determine whether and how to consolidate another entity and apply the applicable Subsection as follows:

- a. If the reporting entity is within the scope of Variable Interest Entities Subsections, it should first apply the guidance in those Subsections.
- b. If the reporting entity has an investment in another entity that is not determined to be a VIE, the reporting entity should use the guidance in the General Subsections to determine whether that interest constitutes a controlling financial interest. Paragraph 810-10-15-8 states that the usual condition for a controlling financial interest is ownership of a majority voting interest, directly or indirectly, of more than 50 percent of the outstanding voting shares. Noncontrolling rights may prevent the owner of more than 50 percent of the voting shares from having a controlling financial interest.
- c. If the reporting entity has a contractual management relationship with another entity that is not determined to be a VIE, the reporting entity should use the guidance in the Consolidation of Entities Controlled by Contract Subsections to determine whether the arrangement constitutes a controlling financial interest.」

これに従うと、連結範囲規制は以下のとおりである。

4 2016年6月22日に、東芝が関東財務局長に提出した2016年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書では、「第5【経理の状況】1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法（1）」において、「当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）（平成14年内閣府令第11号附則第3項適用。）の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。」と記載されている。なお、東芝が2017年5月15日にプレスリリースした「2016年度通期業績見通しに関するお知らせ」でも、米国会計基準で連結財務諸表が作成される予定であることが示されている。

5 武田隆二『連結財務諸表』（1977年、国元書房）4頁参照。

6 武田、前掲書 4頁参照。なお、東芝のIR部（広報部）の説明では、ADRは、米国銀行が流通させたものであり、東芝と当該米国銀行との間に契約関係はなく、また、米国証券市場には上場したことはないとのことである（2017年6月13日ヒアリング）。

- 全ての報告事業体は、他の事業体を連結するか否か、どのように連結するかを決定するため連結トピックのガイダンスを適用し、下記に示す適切なサブセクションを適用するものとする。
  - a. 報告事業体が、持分変動事業体（VIE: Valuable Interest Entities, 以下、VIE という）に該当するか否か判定し、VIE であれば、最初に VIE のサブセクションの規定に従い連結を行う。
  - b. 報告事業体が、VIE のサブセクションの範囲ではない他の事業体への持分を有している場合、報告事業体は、当該持分が、支配財務持分（controlling financial interest）を構成するかどうかを決定する。パラグラフ 810-10-15-8 では、支配財務持分の通常の条件は、直接又は間接に、発行済議決権株式の過半数の議決権持分を所有する場合を指す。非支配権が、議決権株式の 50% を超える所有者が支配財務持分を所有することを妨げる場合があることがある。
  - c. 報告事業体が、VIE の定義を満たさない他の事業体と契約上の経営契約関係を有している場合は、当該報告事業体は、当該協定が支配財務持分を規定しているものか否かを決定するための契約サブセクションにより支配されている事業体の連結のガイダンスを使う。

次に、連結されている子会社が、連結範囲から除外される場合に関し、ASC810-10-15-10 に以下のような規定がある。

「A reporting entity shall apply consolidation guidance for entities that are not in the scope of the Variable Interest Entities Subsections (see the Variable Interest Entities Subsection of this Section) as follows:

1. A majority-owned Subsidiaries-all entities in which a parent has a controlling financial interest-shall be considered. However, there are exception to this general rule.
  - i. The subsidiary is in legal reorganization.
  - ii. The subsidiary is in bankruptcy.
  - iii. The subsidiary operates under foreign exchange restrictions, controls, or other governmentally imposed uncertainties to serve that they cast significant doubt on the parent' s ability to control the subsidiary.
  - iv. In some instances, the powers of a shareholder with a majority voting interest to control the operations or assets of the investee are restricted in certain respects by approval or veto rights granted to the noncontrolling shareholder (hereafter referred to as noncontrolling rights) .In paragraphs 810-10-25-2 through 25-14, the term *noncontrolling shareholder* refers to one or more noncontrolling shareholders. Those noncontrolling rights may have little or no impact on the ability of a shareholder with a majority voting interest to control the investee' s operations or assets or, alternatively, those rights may be so restrictive as to call into questions whether control rests with the majority owner.
  - v. Control exists through means other than through ownership of a majority voting interests, for example as described in (b) through (e) .」

報告事業体が、VIE の定義を満たさない事業体に対しては、そのための連結ガイダンスを適用するものとする。

1. 過半数所有子会社、即ち親会社が支配財務持分を有している場合は、全ての事業体を考慮

に入れるものとする。しかしながら、この一般的ルールの例外が存在する。

- i. 子会社が法的に改組 (reorganization) の状況にある。
- ii. 子会社が破産 (bankruptcy) の状況にある。
- iii. 子会社が外国為替の制限, 統制, あるいは政府により課された不確実性の下で, 活動しており, その外国為替の制限, 統制, あるいは政府により課された不確実性が子会社を支配する親会社の能力に重大な疑問がある場合。
- iv. いくつかの場合においては, 被投資先の事業あるいは資産の支配する過半数の議決権持分を有する株主のパワーが, 非支配株主に対して認められた権利あるいは拒否権 (今後は, 非支配持分権利として言及される) により, いくつかの点において, 制限されている。パラグラフ 810-10-25-2 ~ 25-14 においては, 非支配株主は, 1 人あるいはそれ以上の非支配株主に言及している。これらの非支配の権利は, 被投資者の事業あるいは資産を支配する多数の株主の権利にほとんど, あるいは, 全く影響がない可能性がある。即ち, 一方で, これらの権利は, 支配を多数株主が有しているか否かに関して生じる疑問を, 制限的としている可能性がある。
- v. 多数の議決権持分の所有を通じる場合以外の手段でも支配が存在する。

この中で, 子会社が Bankruptcy であれば連結範囲から除外されることが記載されている。

ここで注意しなければならないのは, 以下の3点である。

- ① 米国会計基準における連結除外の規制は, 特に典型的には “bankruptcy” のケース (破産のケース) であると考えられ, 米国連邦倒産法第 11 章の申立て, 即ち, 再生手続の時点ではないと考えられること。
- ② DIP は “Debtor In Possession” の状態であり, 債務者の経営者が引き続き経営に当たり, 日本の破産法のように, 完全に管理が裁判所に移っているわけではなく, 親会社との事業・人事・財務の関係に大きな変化が生じているわけではないこと。
- ③ 親会社が DIP ファイナンスの相当額を引き受けている場合などは, 米国連邦倒産法第 11 章の申立て海外連結子会社が, 引き続き親会社にとって VIE としての持分がなくなっているわけではないとも考えられること。

#### 第四節 米国会計基準の導入から始まった日本基準の連結範囲規制の状況

日本に連結財務諸表が導入された当時の会計原則 (以下, 「1975 年連結財務諸表原則」と言う。) では, 連結から除外する場合として, ①更生会社, 整理会社等有効な支配従属関係が存在しない, ②破産会社, 清算会社, 特別清算会社等継続企業と認められない, ③過半数を一時的に所有する, ④連結により利害関係者の判断を誤らせるおそれがある, の4つを挙げ, また, 重要性が乏しい場合には連結の範囲に含めないことができるとされた (第三 一般基準 一連結の範囲 3(1)~(4), 「1975 年連結財務諸表原則」注解 1 [重要性の原則の適用について])。

日本の連結会計基準 (当時) が参考にしたという, 当時の米国会計基準<sup>7</sup>では, ARB (Accounting Research Bulletins) 第 43 号第 12 章により, 外国会社 (例えば, 為替の統制や制限のある場合) について, さらに, ARB 第 51 号により, ①支配が一時的, ②少数株主持分が連結純資産に占め

7 「1975 年連結財務諸表原則」前文の二の1 参照。

る親会社の株主持分に比して相当大きい場合、③支配が過半数所有者に損しない場合（例えば、子会社が更生会社又は破産会社である場合）、④ある会社グループ構成において異質である場合（いわゆる異業種で、例えば、製造業の金融業子会社の場合）については、連結を求めないものとされていた。また、同じく日本の連結会計基準（当時）が参考にしたという、当時のIAS（International Accounting Standards）第3号では、①支配が一時的、②資産及び営業に対する親会社の支配が阻害されている状況に、連結の範囲から除外されるとされていた。また、異業種については、連結財務諸表と子会社の個別財務諸表を提示した上で、連結の範囲から除外することができる」とされた。

その後、1975年連結財務諸表原則の適用に関し、いくつか、適用上の重要な問題が指摘されていたが、更生会社等や破産会社等の連結除外に関しても次のような指摘が行われていた。

「…更生会社等や破産会社等の連結除外については、そのような会社の状態が強調されすぎたこと。更生会社のスポンサーとなる場合や親会社の実質的な監督下で清算が進められる場合には、連結対象に含めた方が適切な場合がある。ARB第51号では、支配が過半数所有者に存しない場合の例示として、更生会社と破産会社を挙げている。」<sup>8</sup>

以上のいくつかの指摘を踏まえ、現行の連結範囲規制は、いわゆる「支配力基準」に基づき連結子会社の判定が行われている。破産法・会社更生法適用会社など、経営管理権が裁判所等に移行し、有効な支配関係が存在しないと認められる企業は子会社に該当しなくなることがある。

しかし、逆にいうと、更生会社や清算会社であっても、有効な支配従属関係が存在している限り、連結の範囲に含めるべきである<sup>9</sup>ということになる。例えば、更生会社の製造技術等に着眼し、当該更生会社の株式の過半数を新たに取得して、親会社を中心となってその再建・拡張を推し進めているような場合がある。また、親会社がその事業計画の達成又は変更により、ある子会社を法的には清算会社としているが、実質的には親会社の支配下にある休眠会社と異なる場合がある。このような場合には、いずれも、有効な支配従属関係が存在していると考えられるので、更生会社や清算会社といえども連結範囲に含めるべきである<sup>10</sup>。

現在の倒産処理法分野において、子会社に該当するか否かに関し、検討が必要なケースの基本的な考え方は、上記と同様であると考えられる。

特に、倒産処理法制の抜本的な見直し後においては、会社更生、民事再生、破産と法的手続が違ふことの意味が薄れてきているとの見方もあり<sup>11</sup>、例えば、清算型破綻処理手続の典型である破産手続の中でも、事業を継続して事業価値を維持しながら事業譲渡をするような法制の変更<sup>12</sup>及びケースも多くなっているという実情<sup>13</sup>がある。

8 小宮山賢「連結範囲の基準差異を辿る」『早稲田商学』（第434号）（2013年1月）803頁。

9 朝日監査法人編『連結財務諸表の実務－関連法規等の解説と具体的会計処理－』（1996年8月1日、中央経済社）、23頁-24頁、26頁参照。本書が出版された当時は、連結財務諸表原則・連結財務諸表規則は、持株基準を採用していたため、子会社の定義には該当するが、連結範囲に含めるべきか否かという点が問題になっていた。支配力基準を採用している、現行の連結財務諸表に関する会計基準のもとでは、そもそも子会社の定義に該当するか否かが問題となる点に留意が必要である。

10 同上。

11 難波孝一、瀬戸英雄、永沢徹、杉本茂、名古屋信夫、小宮山満「座談会 大きく変わる会社更生手続」『会計・監査ジャーナル』（No.647 JUN.2009）（2009年、第一法規）26頁、永沢（弁護士、あおみ建設申立代理人）発言。

12 破産法第78条第2項、同法第93条3項による第78条第2項の準用。

13 難波孝一、瀬戸英雄、永沢徹、杉本茂、名古屋信夫、小宮山満、前掲書、26頁。

したがって、子会社に該当すべき支配従属関係の範囲は、倒産処理法の改正により、会計理論上及び会計法規上拡大しているものと解釈すべきであると考えられる。

また、特別清算<sup>14</sup>の利用に関しては、清算株式会社の清算に際して、簡易で柔軟な清算手続の可能性を提供するものであるが、実際には、このような手続の利用方法（本来型）だけでなく、親会社の子会社の清算に際して、債権免除（貸し倒れ）の損金算入を可能にするため<sup>15</sup>に使われる場合（対税型）も多いと言われている（「対税型」とは、親会社の子会社に対する債権をすべて買い受けて簡易迅速に特別清算を終了させ、免除部分を損金算入できる税法上のメリットを享受するもので、特別清算によらなければ「寄付金課税」をされる虞がある。）<sup>16</sup>。

このような、対税型の特別清算のケースは、親会社の子会社を支配しているからこそ成り立つ法的関係と解釈すべきであり、会計理論上も、子会社に該当すべき特別清算会社と理解するのが妥当と思われる。

清算型破綻処理手続における子会社の範囲が拡大しているのであれば、再建型倒産処理法に関する分野においては、より子会社に該当する範囲は拡大したと考えるのが妥当である。

具体的には、会社更生法における「DIP型の会社更生」による場合、民事再生法による場合である。

「DIP型の会社更生」とは、債務者が占有を継続し続ける“Debtor in Possession”という形で裁判所の指導の下で会社更生法を適用する場合をいう、とされる<sup>17</sup>。

会社更生法第67条第3項では、「裁判所は、第100条第1項に規定する役員等責任査定決定を受けるおそれがあると認められる者は、管財人に選任することができない。」と規定していることから、旧経営陣たる役員も（更生）管財人になり得ることが前提となっている。

しかし、長い間実務においては、かかるDIP型管財人は選任されてこなかった。

その理由としては、担保権の行使すら全面的に止めてしまう程の強力な効果を有する会社更生手続（同法第47条第1項）においては、それとのバランス上、高度な公正さが要求されるため、DIP型ではなく外部から選任された者が管財人につくべきと考えられたからと考えられている<sup>18</sup>。

こうした中で、民事再生法<sup>19</sup>の立法等の要因により、実務上、経済的危機状態に至っても経営権を手放すことに躊躇する経営陣は多く、その結果として、会社更生手続よりもDIP型を原則とする民事再生手続の利用が好まれるという状態が発生し、会社更生手続という強力な倒産手続の

14 会社法第510条～574条、同法第879条～第902条。

15 法人税法第52条第1項は、内国法人が、会社更生法の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（以下、「個別評価金銭債権」という）のその損失の見込額として、各事業年度において、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時において、取立て又は弁済の見込がないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する、としている。これは、個別金銭債権についての貸倒引当金であり、個別貸倒引当金と法人税法上定義されている。

その他政令で定める場合に関しては、法人税法施行令第96条第1項において、更生計画認可の決定、再生計画の認可の決定、特別清算に係る協定の認可の決定などが規定されている。

16 田頭章一『倒産法入門』（2006年6月15日、日本経済新聞社）36頁参照。

17 難波、瀬戸、永沢、杉本、名古屋、小宮山 前掲書17頁、小宮山（公認会計士、日本公認会計士協会経営研究調査会担当常務理事）発言。

18 柴原多「DIP型会社更生事件と債権者の意向」『事業再生ニュースレター』（2009年8月号）（西村あさひ法律事務所）1頁参照。

19 平成11年（1999年）12月22日法律第225号（最終改正 平成26年（2014年）6月27日法律第91号）。

有効利用を阻むことになりかねないという懸念が、裁判所において生じた<sup>20</sup>。

そこで、東京地方裁判所民事第8部は会社更生手続を利用しやすくすべく2008年12月にDIP型管財人の選定基準を法律雑誌<sup>21</sup>に発表するに至った<sup>22</sup>。

当該法律雑誌記事の執筆者の1人である東京地方裁判所民事第8部 部総括判事の難波孝一氏は、この発表に関して、その趣旨を説明している<sup>23</sup>。

但し、DIP型会社更生が認められる条件に関しては、東京地方裁判所民事第8部から以下の4つの条件をすべて満たすことが必要であることが示されている<sup>24</sup>。

- a) 現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと。
- b) 主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと。
- c) スポンサーとなるべき者がいる場合はその了解があること。
- d) 現経営陣の経営関与によって会社更生手続の適正な遂行が損なわれないこと。

DIP型の会社更生のケースにおいては、現経営陣が管財人として残り、また、スポンサーが親会社、親会社の緊密者<sup>25</sup>、同意者<sup>26</sup>、子会社、関連会社等である場合は、親会社と当該DIP型会社更生法被適用子会社との間には支配従属関係は遮断されているとは言えない場合があると考えられる。

すなわち、この場合は、当該DIP型会社更生法適用子会社は、親会社の子会社と考えるのが妥当である。

民事再生法被適用子会社においては、以下の理由により、原則、親会社と子会社の支配従属関係は遮断されない場合は比較的多いと考えるのが妥当である。

- a) 監督委員の監督を受ける場合はあるが（民事再生法第54条以下）、再生手続が開始された後も、再生債務者が業務を遂行し、その財産を管理する権限を継続できること、

20 柴原，前掲書 1頁参照。

21 難波孝一，渡部勇次，鈴木謙也「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開－債務者会社が会社更生手続を利用しやすくするための方策－DIP型会社更生手続の運用の導入を中心に－」『旬刊金融法務事情』1853号（2008年12月15日，きんざい），24頁～39頁，同 『NBL』895号（2008年12月15日，商事法務），10頁～24頁。

22 柴原 前掲書 1頁参照。

23 難波，瀬戸，永沢，杉本，名古屋，小宮山，前掲書，17頁～18頁，難波（東京地方裁判所民事第8部 部総括判事）発言。

24 難波，瀬戸，永沢，杉本，名古屋，小宮山，前掲書，18頁，難波発言。「平成20年12月31日までは、会社更生手続を開始する以上は経営陣の総取替えが行われてきました。会社の経営に当たっている人は、最後の最後まで自分の力で会社が生き延びる道を探そうとしています。結局は万策が尽きて初めてほかの人に経営権を譲ろうというところで会社更生の申立てをするのが通常でした。これまでの会社更生事案を見ていると、現経営陣に本当の責任があるのかの思いもありました。倒産に至った責任は大なり小なりありますが、すべての案件で辞める必要があるのだろうか疑問がないわけではありません。会社が倒産したときに民事再生に行く事案は経営陣には問題がなく、会社更生に行く事件は問題があったとまでいえないのではないかと思います。そのようなことを考えているうちに、せつかく会社更生法の67条と70条でDIP型が認められているのだから、経営意欲に燃えている現経営陣には事業を続けてもらい、法律的な面は弁護士のサポートを受けるというZIP型で会社更生手続を進めるということも事案によっては、あるのではないかと思います。先ほどから会社更生手続はスピード感に欠けるといわれておりますが、どうしてスピード感に欠けるかという、第三者である弁護士の方が保全管理人、管財人として更生会社に入って1から全部調査をするからだと思います。DIP型で行えば更生計画認可まで6か月でできるのではないかと、6か月と民事再生の5か月では1か月しか変わらないのではないかと思います。スピード感もあるし、事業の継続性という面でもDIP型は優れているのでDIP型の運用を始めてみようと思った次第です。」

25 緊密者とは、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使する者」を言う（「連結財務諸表に関する会計基準」第6項(3)）。

26 同意者とは、「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」を言う（「連結財務諸表に関する会計基準」第6項(3)）。



b) 民事再生の場合は、原則として組織上の変化は生じないため、手続開始後も株主総会もあり、取締役会・監査役会、会計監査人監査（会社法上の大会社の場合）もあること<sup>27</sup>、等。

### 第五節 米国連邦倒産法第 11 章の申立てと連結除外に対する私見

連結除外の理由として、東芝は、海外連結子会社同社が、米国連邦倒産法第 11 章に基づいて再生手続きを裁判所に申し立てたことを理由に挙げている。

しかしながら、米国連邦倒産法第 11 章は、原則として、管財人は選任されず、債務者が財産を管理しながら事業の継続を行う<sup>28</sup>。このように、チャプター11 手続の債務者のことを「占有を継続する債務者」(debtor in possession)、いわゆる DIP と呼ぶ(再掲)<sup>29</sup>。債務者は、申立と同時に又はその直後に、できる限り申立前と同様な状態で事業を継続するため、様々な事項について裁判所に許可を申立て、これをファーストデイ・モーション (first day motion) と呼ぶ。また、債務者は、事業継続に必要な資金を確保するために、担保の対象となっている現金や銀行預金などの現金担保(これをキャッシュ・コラテラル (cash collateral) と言う。)の使用を裁判所に求め、また DIP ファイナンスによって新たな資金の借入れを行うべく裁判所に許可を求める<sup>30</sup>。

つまり、チャプター11 の申立て自体、即、東芝の当該会社に対する支配からの離脱が起きているとは言い切れないとも考えられ、特に、今回のケースにおいては、申立てが行われた 2017 年 3 月 29 日から間もない 2017 年 3 月 31 日に支配の離脱が確定しているとは考えにくく、東芝の連結財務諸表から当該海外連結子会社を連結範囲から除外することは妥当とは言えないのではないかと考えられる。

確かに、米国連邦倒産法第 11 章は、裁判所の監督のもと、倒産会社の経営陣が事業を継続しながら進める再生手続きである。

日本の民事再生法との類似が指摘されることもあるが、最大の相違は、米国連邦倒産法第 11 章による手続きは、申し立てと同時に再生手続きに入り、債権者のほぼ全ての債権回収行為が禁止される点である。

いずれにせよ、少なくとも 2017 年 3 月 31 日 (2016 年度末) においては、米国連邦倒産法第 11 章申し立ての時点の経営陣が残って手続きを継続するため、前述の日本の DIP 型会社更生法被適用会社ないしは日本の民事再生法被適用会社と同様、支配の継続があるとみて、WEC グループを継続して連結子会社とすべきであり、東芝の WEC グループ非連結子会社化は妥当ではないと考えられる。

なお、2017 年 3 月 29 日の東芝の「当社海外連結子会社ウェスチングハウス社等の再生手続の申立について」と題するプレスリリースにおいて、米国連邦倒産法第 11 章申し立て後も、“…事業継続のために、WEC は 800 百万米ドルの第三者からのファイナンス (DIP ファイナンス) を確保し、当社はそのうち 200 百万米ドルを上限として債務保証を提供する予定です。…”と主体的な事業継続への取り組みの意思を示しており、この点も、WEC の非連結化を正当化する理由にな

27 難波、瀬戸、永沢、杉本、名古屋、小宮山、前掲書、22 頁、瀬戸 (弁護士、クリード監督委員兼調査委員) 発言参照。条文としては、民事再生法第 183 条の 3 第 1 項等参照。

28 阿部信一郎『わかりやすいアメリカ連邦倒産法』(2014 年 6 月 10 日、商事法務) 14 頁。

29 同上。

30 同上。

らない点があると指摘でき得る。

また、今後、800百万米ドルのDIPファイナンス予定時における、その申出者の構成及び金額によるが、200百万米ドルのDIPファイナンスの出し手である東芝及び東芝の連結子会社又は（並びに）代理人が、primary beneficiary（主たる受益者）（ASC810-10-20）となる余地があるが、ファイナンスの状況が明確になっていないため、VIEの観点からも、2017年3月31日（2016年度末）において、WECグループを連結除外することは、時期尚早で妥当ではないかと考えられる。

### （参考文献）

Daniel J DeFanceschi, *Substantive consolidation of affiliated debtors in bankruptcy: creditors beware!*, The Americas Restructuring and Insolvency Guide 2008/2009, Richards, Layton & Finger, PA  
FASB (Financial Accounting Standards Board) ウェブサイト

(<https://asc.fasb.org/print&rendercmd=section&trid=2197490>) [最終閲覧：2017年6月15日]

IFRS Foundation, *2017 IFRS Standards Part A*

ジェフ・フェリエル, エドワード・J・ジャンガー著, 米国倒産法研究会訳『LexisNexis アメリカ法概説⑧アメリカ倒産法（上巻）』（2011年1月, レクシスネクシス・ジャパン）

ジェフ・フェリエル, エドワード・J・ジャンガー著, 米国倒産法研究会訳『LexisNexis アメリカ法概説⑧アメリカ倒産法（下巻）』（2012年2月, レクシスネクシス・ジャパン）

ジョセフ U. ショラー, スチュアート M. ローゼン「国際金融法務シリーズ⑤－米国連邦破産法概論〔上〕－」『国際商事法務』（Vol.18, No.6 (1990)）(1990年6月15日, 国際商事法務研究所) 626頁-631頁

ジョセフ U. ショラー, スチュアート M. ローゼン「国際金融法務シリーズ⑤－米国連邦破産法概論〔下〕－」『国際商事法務』（Vol.18, No.7 (1990)）(1990年7月15日, 国際商事法務研究所) 757頁-761頁

朝日監査法人編『連結財務諸表の実務－関連法規等の解説と具体的会計処理－』（1996年8月, 中央経済社）

阿部信一郎編著, 粕谷宇史著『わかりやすい アメリカ連邦倒産法』（2014年6月, 商事法務）

あらた監査法人編著『最新 アメリカの会計基準』（2014年10月, 東洋経済新報社）

池上恭子「米国連邦倒産法チャプター11による企業再建の動向－GMおよびChryslerの事例を中心として－」『海外事情研究』（第40巻第2号）(2013年3月30日, 熊本学園大学) 61頁-84頁

梅原秀継「企業結合会計の理論的課題－日本基準における支配概念をめぐって－」『会計』（第191巻第4号）(2017年4月, 森山書店) 419頁-429頁

粕谷宇史, 鈴木惇也「アメリカ連邦倒産法チャプター11手続の現状と課題－米国倒産協会によるチャプター11手続の改正提言の概要と分析〔上〕－」『国際商事法務』（Vol.43, No.12 (2015)）(2015年12月15日, 国際商事法務研究所) 1789頁-1799頁

粕谷宇史, 鈴木惇也「アメリカ連邦倒産法チャプター11手続の現状と課題－米国倒産協会によるチャプター11手続の改正提言の概要と分析〔中〕－」『国際商事法務』（Vol.44, No.1 (2016)）(2016年1月15日, 国際商事法務研究所) 208頁-215頁

粕谷宇史, 鈴木惇也「アメリカ連邦倒産法チャプター11手続の現状と課題－米国倒産協会による

- チャプター11 手続の改正提言の概要と分析〔下〕一『国際商事法務』(Vol.44, No.2 (2016))  
(2016年1月15日, 国際商事法研究所) 27頁-33頁
- 菊谷正人「企業結合会計・連結会計における課題」『会計』(第191巻第4号)(2017年4月, 森山書店) 405頁-418頁
- 小宮山賢「連結範囲の基準差異を辿る」『早稲田大学商学』(第434号)(2013年1月) 475頁-510頁
- 坂井秀行「チャプターイレブン(米連邦破産法) ビッグ3に適用されるか?」『Nikkei Business』(2009年3月2日号) 92頁-95頁
- 柴原多「DIP型会社更生事件と債権者の意向」『事業再生ニュースレター』(2009年8月号)(西村あさひ法律事務所) 1頁
- 鈴木孝「“連結はずし”で倒産処理が急増! 系列(子会社・関連会社)企業の消長最前線データ」『Business Data』(2000.8) 26頁-31頁
- 高木新二郎「米国連邦倒産法改正韓国(NBRC)の概要(上)」『NBL』(No.638)(1998年4月1日, 商事法務研究会) 13頁-21頁
- 高木新二郎「米国連邦倒産法改正韓国(NBRC)の概要(下)」『NBL』(No.639)(1998年4月15日, 商事法務研究会) 27頁-36頁
- 田頭章一『倒産法入門』(2006年6月15日, 日本経済新聞社) 36頁
- 武田隆二『連結財務諸表』(1993年5月, 国元書房)
- 中村里佳, 大塚裕之, 山岸健一, 稲葉孝史, 手塚誠「国際(海外・並行)倒産の新展開—米国1 Chapter11手続とフレッシュスタート会計:企業の再生手続の新基準とは—」『事業再生と債権管理』(No.127)(2010年1月5日, きんざい) 128頁-132頁
- 難波孝一, 瀬戸英雄, 永沢徹, 杉本茂, 名古屋信夫, 小宮山満「座談会 大きく変わる会社更生手続」『会計・監査ジャーナル』(No.647 JUN.2009)(2009年, 第一法規) 17頁-18頁, 22頁, 26頁
- 難波孝一, 渡部勇次, 鈴木謙也「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開—債務者会社が会社更生手続を利用しやすくするための方策—DIP型会社更生手続の運用の導入を中心に—」『NBL』895号(2008年12月15日, 商事法務), 10頁~24頁
- 難波孝一, 渡部勇次, 鈴木謙也「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開—債務者会社が会社更生手続を利用しやすくするための方策—DIP型会社更生手続の運用の導入を中心に—」『旬刊金融法務事情』1853号(2008年12月15日, きんざい), 24頁~39頁
- 春田吉備彦「労働判例ポイント解説 連結倒産回避のためになされた退職金減額の可否—中谷倉庫事件(大阪地判平19.4.19労働判例948号50頁)—」『労働法学会研究会報』(No.2437/第59巻第18号)(2008年9月15日) 28頁-33頁
- 福岡真之介『アメリカ連邦倒産法概説』(2008年4月, 商事法務)
- 堀内秀晃「米国不良債権事情(2)—法的倒産(Chapter11を中心に)—」『国際金融』(1117号)(2015年12月15日) 45頁-50頁
- 堀内秀晃, 森倫洋, 宮崎信太郎, 柳田一宏『アメリカ事業再生の実務—連邦倒産法Chapter11とワークアウトを中心に—』(2011年2月, 金融財政事情研究会)
- 長谷川茂男『米国財務会計基準の実務(第9版)』(2016年11月, 中央経済社)